

令和5年度地域イノベーション連携推進事業 支援業務 企画募集要領

1 実施趣旨

我が国では人口減少・少子高齢化の進展や慢性的な財源不足・人手不足など、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増している中、持続可能な地域社会の実現に向け、Society5.0の様々な可能性を活用して、地域コミュニティの維持・再生と地域の安心・安全の確保に取り組むことが求められている。

市町村においては、社会的・地域的課題が山積するにもかかわらず、自ら解決するには人材、財源、ノウハウといったリソースが不足しており、こうした状況下においても地域力を強化するためには、これまでとは異なる公民連携の仕組みを構築し、地域のイノベーションを進めていく必要がある。

一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）では、「地域力強化プラン」（平成30年12月20日総務省発表）等を踏まえ、Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、学識経験者、有識者による「地域イノベーション連携研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、公民連携の視点から地域のイノベーションの推進手法について研究する「地域イノベーション連携推進事業」を令和3年度から実施している。

当事業では、地域イノベーション連携についてモデル市町村によるケーススタディ（以下「モデル事業」という。）を行うとともに、先進的な取り組みを実施している事例研究（以下「先進事例調査」という。）を行い、研究成果を全国に発信することとしている。

については、地域イノベーション連携推進事業に関する業務を支援し、かかる報告書を作成することができる事業者を募集する。

2 業務の内容

(1) 業務名 令和5年度地域イノベーション連携推進事業支援業務

(2) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和6年3月15日まで

(3) 業務内容

① 研究会運営

研究会の開催・運営にあたって、進行に関する調整などについての作業を行うとともに、下記業務を行う。研究会は概ね3回行う。（東京都内での開催を予定）

- ・必要な資料の作成・印刷
- ・会議の議事要旨・議事録作成
- ・会議の設営・撤収
- ・委員の出欠確認と費用弁償

【研究会開催イメージ】

- 第1回（6月頃） モデル事業、先進事例調査の概要について
- 第2回（11月頃） モデル事業、先進事例調査の中間報告
- 第3回（2月頃） モデル事業、先進事例調査の最終報告

② モデル事業の実施支援

財団がモデル事業を実施するにあたって、下記支援業務を行う。モデル事業は熊本県苓北町をはじめ全2～3団体で実施する。

- ・会議への出席（会議はモデル事業を実施する市町村で、モデル事業毎に概ね3回行う。原則、現地参加を要するが、リモート参加も可能。）
- ・会議の議事要旨作成

③ 先進事例調査の実施

初年度（令和3年度）及び令和4年度の研究会では、先進的な自治体の事例を調査することにより地域イノベーション連携（以下「L I P」という。）の基本的な事業スキームや実施プロセス、自治体がL I Pに取り組む際のポイントを自治体視点及び民間事業者視点で整理し、全体的な枠組みを示すことができた。

一方で、この2年間の研究会の結果から、自治体がL I Pを実施する上で大きなハードルとなっているのは、連携事業者とのマッチングであることがわかった。これらに鑑み、財団ではL I Pを推進するため、課題を抱える自治体と課題解決技術を持つ民間事業者をつなぐ公民共通のプラットフォームを構築したいと考えている。

そこで、令和5年度の研究会では、地域イノベーション連携を推進するためにどのようなプラットフォームが必要かを検討したい。

そのために、主に民間事業者が提供している公民連携のマッチングサービス（マッチング事業）の先進事例を調査し、マッチング事業の特徴や仕組みを整理するとともに、財団が提供するプラットフォームのあり方、プラットフォーム構築に向けた課題と展望について検討を加える。

【先進事例調査のテーマ】

「地域イノベーション連携における共通プラットフォームのあり方」

【調査・整理のイメージ】

○先進事例の整理

- ・公開情報や当支援業務の受託事業者が所有する情報からテーマに則した先進事例を一覧化する。
(マッチング事業に取り組む民間事業者（事業名）、マッチング事業の概要 等)

○ヒアリング調査の実施

- ・マッチング事業に取り組む民間事業者及びそのマッチング事業を活用している自治体（5団体程度）を対象に現地ヒアリング調査を行う。
(事業内容、事業成果、マッチングの仕組み（システム）、課題と展望 等)

○成果の整理

- ・調査結果を整理するとともに、財団が提供する共通プラットフォームのあり方について自治体及び民間事業者双方の視点で検討を加える。

④ 地域イノベーション連携研究会に係る費用

地域イノベーション連携研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費（お茶、資料印刷など）、諸謝金の支出を行う。また、ヒアリング調査時に視察料、手土産代などが必要となった場合、現地において鉄道、路線バス等の一般的な公共交通機関による移動が著しく困難である場合であって、かつ財団職員の同一行程、同一方向への移動時に用いる乗合自動車等の運賃等は原則として応募者の支出とする。

- ⑤ 「令和5年度地域イノベーション連携研究会報告書」の作成
研究会での検討結果等を整理した「令和5年度地域イノベーション連携研究会報告書」（以下「報告書」という。）を作成する。
- ・モデル事業の研究結果（ドラフトはモデル事業を実施する市町村で作成する。）
 - ・先進事例調査の研究結果整理
 - ・研究会における意見・論点の整理
 - ・報告書の作成

(4) 成果物

- ① 報告書 70部（A4判、単色（一部カラー）刷製本）
- ② 上記の内容を記録した電子データ

(5) 留意事項

- ① コロナ感染症の影響などにより、研究会をオンライン会議等に変更して実施する場合も柔軟に対応すること
- ② 研究会の委員謝金・旅費は受託者が支払う（各回30万円程度を想定）。
- ③ モデル事業に関して、自治体及びイノベーションマネージャー等が研究会に出席する費用の負担は必要ない。
- ④ 研究会の会場及び備品借上げは財団が負担する。
- ⑤ 委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。
- ⑥ 令和6年度に財団が実施する公民連携セミナーにおいて、令和5年度地域イノベーション連携研究会の成果報告を行う予定であることから、当該報告に協力すること。

3 提案限度価格

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年4月3日(月)～令和5年4月17日(月)(当日必着。持参の場合は、午後5時必着。)

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ① 業務実績一覧

- ② 担当者経験一覧
- ③ 会社概要（会社パンフレット代用可）
- ④ 企画提案書（様式自由）
- ⑤ 業務従事者動員計画（様式自由）
- ⑥ 見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）

(3) 応募方法

持参又は簡易書留で郵送すること。（電子メール、ファックスは不可）

(4) 提出先及び問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団 開発振興部開発振興課

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12 階

Tel: 03-3263-5758

E-mail: kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

6 選考方法

(1) 選考

財団開発振興部で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。（カッコ内は得点の配分）

① 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。（計 30 点）

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・当該事業の目的を適切に把握しており、地域イノベーションに対する問題意識が当該事業と合致する。（10 点）
- ・研究会及び報告会の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。（10 点）
- ・作業内容とスケジュールが適切である。（10 点）

② 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。（計 30 点）

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、財団との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

- ・担当者が地域イノベーションに関する十分な専門性を有している。（10 点）
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。（10 点）
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。（10 点）

③ 見積価格が適正であること。（30 点）

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点（30 点）とし、2 位以下の者の得点は 1 位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第 1 位までを求める。

$$\boxed{\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})}$$

④ その他特に優れた点があること。（10 点）

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

① 時期

令和 5 年 4 月下旬（予定）

② 方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却不可。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

一般財団法人地域総合整備財団